

【資料2】八尾市第6次総合計画（行政素案）21ページ以降のレイアウト変更資料

施策 No.1 切れ目のない子育て支援の推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・妊娠・出産・子育ての支援の充実を図ることにより、妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。</p>	<p>[妊産婦や子育て家庭の不安や負担感の軽減] 1・核家族化等により地域のつながりの希薄化が進み、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えるとともに、子育てに関する相談件数が増加しています。 2・子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師・助産師等の専門職が適宜相談対応するとともに、妊産婦や乳幼児等の状況に応じて適切な支援を行う、母子保健におけるポピュレーション・アプローチと子育て支援の連携体制を整備しました。</p>	<p>1・地域や関係機関と連携し、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組み、よりきめ細かな対応、寄り添い型の支援体制を整備し、切れ目のない支援を充実することが課題です。</p>	<p>① 八尾市で子どもを産み育てて良かったと実感できるまちをめざし、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図るため、市民から見てわかりやすい情報提供や相談体制の整備を進めます。</p>	<p>目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち</p>
<p>2・保護者が子どもや子育てに関して、身近にいつでも悩みや不安を相談できる場所があります。</p>	<p>[妊産婦や子育て家庭の不安や負担感の軽減] 3・地域子育て支援拠点の拡充を図り、身近なところで気軽に相談ができ、子育て家庭が交流できる場の充実を図っています。</p>	<p>2・引き続き、子育て家庭のニーズ等を踏まえながら、身近な相談の場である地域子育て支援拠点等を充実するとともに、それらを利用・参加しやすい環境を整備することが課題です。</p>	<p>② 身近な地域で子育てに関する相談や交流ができるように、子育て家庭をめぐる環境の変化やニーズの変化に配慮しながら、地域子育て支援拠点の運営をはじめとした在宅子育て支援施策を展開します。</p>	<p>目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち</p>
<p>3・地域全体で子育て家庭を見守り支援をすることで、家庭環境に関わらず、すべての子どもが子どもとしての権利が守られ、心身ともに健やかに育つ環境が整っています。</p>	<p>[児童虐待防止] 4・子育て総合支援ネットワークセンターみらいを子ども家庭総合支援拠点として整備し、市民に身近な基礎自治体として、児童虐待への対応において継続的な在宅支援を行うための体制を充実しました。 5・母子保健事業の推進や要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関の連携により児童虐待の早期発見と対応に取り組むことで、特定妊婦・要支援・要保護児童の把握が進み、児童虐待の相談・通告件数が増加している。</p>	<p>3・引き続き体制の充実と人材育成に努め、関係機関の相互連携により対応力を高めていくことが課題です。</p>	<p>③ 児童虐待の早期発見や早期の適切な対応を行うため、引き続き子育て包括支援センターにおけるポピュレーション・アプローチにより全ての児童状況の把握に努めるとともに、児童の状態等に応じたハイリスク・アプローチ体制を充実し、要保護児童対策地域協議会の関係機関等の相互連携によるソーシャルワーク機能を強化します。</p>	<p>目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち 目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち</p>
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.2 就学前教育・保育の充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・質の高い就学前教育・保育の提供により、子どもたちが、認定こども園などで生き生きと過ごしています。</p>	<p>[教育・保育サービス] 1・平成 27 (2015) 年 8 月に策定した就学前施設における教育・保育と子育て支援計画（公立の認定こども園）に基づき、多様化する教育・保育ニーズへの対応を行うため、公立幼稚園及び保育所を 5 つの認定こども園に再編しました。</p> <p>[教育・保育サービス] 2・就学前教育の充実を図るため、関係機関等との連携のもと、幼児教育に関する研究に取り組んでいます。</p>	<p>1・公立私立に関わらず質の高い教育・保育を受けることができるようにするため、5 園の公立認定こども園が核となって近隣の民間施設と研究・研修に取り組む等、公民連携をさらに進めていくことが課題です。</p>	<p>③ 子ども・子育て支援事業計画で策定する保育需要を踏まえ、低年齢児の受入れを中心とする入所施設等の計画的な整備などに取り組みます。</p> <p>② 就学前教育・保育の質の向上に向け、公立と私立との連携・協力のもと、研修・研究の充実を図り、その成果を発信していきます。</p>	<p>目標 1 未来への育ちを誰もが実感できるまち</p>
<p>2・多様な就学前教育・保育が提供されることにより、保護者が仕事と生活のバランス（ワーク・ライフ・バランス）を実現するなど、子育てがしやすくなっています。</p>	<p>[教育・保育サービス] 3・公民連携により、待機・保留児童対策に取り組んでいます。</p> <p>4・女性活躍推進法の完全施行及び働き方改革による女性の就労増加等による保育ニーズの急増。</p>	<p>2・不足する保育教諭等の確保など、受入体制の整備が課題です。</p>	<p>① 保護者が仕事と家庭を両立できる環境を整備し、認定こども園や保育所に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、質の高い就学前教育・保育を、総合的に提供できるよう取り組みを進めます。</p>	<p>目標 1 未来への育ちを誰もが実感できるまち 目標 4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち</p>
<p>3・障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう環境ができています。</p>	<p>[障がい児教育・保育] 5・今後の就学前施設における障がい児教育・保育のあり方について、八尾市における「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方～インクルーシブ（育ちあう）保育の創造～」に関する提言が、平成 30 (2018) 年 5 月に答申されました。</p> <p>6・障がい児教育・保育の充実を図るため、学識経験者等による巡回指導を実施するとともに、関係機関等との連携のもと、障がい児教育・保育に関する研究・研修に取り組んでいます。</p>	<p>3・提言に基づき、公民連携により障がい児保育支援体制の充実を進めていくことが課題です。</p>	<p>④ 障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう環境づくりを進めるため、子ども一人ひとりに応じた就学前教育・保育を提供します。</p>	<p>目標 1 未来への育ちを誰もが実感できるまち</p>
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.3 子どもの学びと育ちの充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・学びと育ちの連続性と一貫性により、他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しようとする子どもが育っています。</p>	<p>[学校教育]</p>	<p>1・子どもの身体的発達の早期化や子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、一人ひとりが将来への希望を持ち、自らの人生を切り拓いていく力を育むことが求められています。</p> <p>2・八尾市小中一貫教育基本方針に基づき取り組んでいる学びと育ちの連続性と一貫性をさらに推進すること、またその環境づくりが求められています。</p> <p>3・新たな教育課程の導入に対応した教職員の能力向上や、新しい時代に必要とされる知識や能力を育む教育内容及び教育環境の充実、学校における働き方改革を進める必要があります。</p>	<p>① 様々な経験や人との関わり、新しい時代を主体的に生きていくために必要とされる力や知識を育むため、小中一貫教育を全ての中学校区で充実させるとともに、教育環境の整備、教職員の資質向上を図っていきます。</p>	<p>目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち</p> <p>目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち</p>
	<p>[就学前施設との連携]</p>	<p>3・子どもや保護者が安心して小学校生活を始められるよう、就学前施設と小学校との連携を、さらに進めていくことが求められています。</p>	<p>④ 就学前施設と小学校が互いに理解を深めたり、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ったりする取り組みを進めます。</p>	
<p>2・様々な課題を有する子どもや保護者に対して、関係機関等との連携のもと、きめ細かな支援が行われています。</p>	<p>[多様な教育課題への対応]</p>	<p>4・いじめや不登校など、多様な教育課題に対応するため、関係機関等との連携を図りながら、子どもやその保護者への支援が求められています。</p>	<p>② 多様なニーズに対応した教育の推進、教育相談及び教育支援の充実を図ります。</p> <p>③ いじめを防止するため、心の教育、自他の人権尊重の教育を行うとともに、重篤化を未然に防ぐことができるよう、専門家とも連携した体制づくりによる対応力強化を図っていきます。</p>	<p>目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち</p>
<p>4・すべての子どもが安全に安心して学校生活を過ごすことのできる環境が整っています。</p>	<p>[学校規模の適正化]</p>	<p>6・地域開発や少子化等の社会的な環境の変化に伴い、学校規模の適正化に継続的に取り組んでいくことが求められています。</p>	<p>⑥ すべての子どもが安全に安心して過ごせる教育環境をつくります。</p> <p>⑦ 本市の実情に即した学校規模の適正化を進めていきます。</p>	<p>目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち</p>
<p>3・学校、家庭、地域の連携・協働のもと、地域とともにある学校づくりを実践することで、すべての子どもが地域社会全体に見守られながら健やかに育っています。</p>	<p>[学校・家庭・地域との連携]</p>	<p>5・学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域社会全体ですべての子どもたちの育ちを見守ることが求められています。</p>	<p>⑤ 学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域や保護者のニーズを反映した開かれた学校づくりを進めます。</p>	<p>目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち</p> <p>目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち</p>
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.4 子ども・若者の健全育成と支援の推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
1・次代を担う子どもに対し、多様な体験・活動を行う機会を創出し、安全安心な居場所を確保できる環境を整えることで、将来に希望を持ちながら成長しています。	[子ども・若者の健全育成] 1・女性活躍推進法の完全施行及び働き方改革による女性の就労増加等による放課後の保育ニーズの急増。	1・放課後の保育や居場所の確保が課題です。	① 次代を担う人材の育成のため、すべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる機会を創出するとともに、安全・安心な居場所を確保できる環境を整備します。	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち 目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち
2・子どもや子どもの健全育成に関わる主体的な活動を促進することで、すべての子どもが健やかに育っています。	[子ども・若者の健全育成]	2・こども会活動や放課後子ども教室などの地域活動の活性化及び子ども若者の健全育成活動を支える青少年指導員をはじめとする人材を確保し、活動を継続していくことが課題です。 3・成人年齢の引き下げに伴い、総合的に青少年の健全育成を推進することが課題です。	② 子ども・若者の健全育成に向けて、こども会活動をはじめとする子どもの主体的な活動を活性化するとともに、子どもや子育てに関わる活動を行う人や団体の自主的・主体的な取り組みの支援を行います。	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち 目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち
3・困難を有する子ども・若者を支援することで、子ども・若者、家族が安心して暮らしています。	[子ども・若者への支援] 2・ひきこもりやニート等、様々な困難を有する子ども・若者が見られる。	4・支援体制のあり方の確立が課題です。	③ 困難を有する子ども・若者やその家族が安心して暮らすことができるよう支援を行います。	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち 目標2 もしもの時への備えがあるまち
<メモ>	<メモ>	<メモ>	<メモ>	

施策 No.11 消費者保護と自立支援の推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・最新の消費生活問題に関する情報を提供することにより、身につけた知識を活用して市民が消費者トラブルを未然に回避することができています。トラブルに直面した場合も、市民が主体的に問題を解決できるようになっています。</p>	<p>[消費者保護]</p> <p>1・消費生活の利便性が向上している一方、商品等、取引方法などの高度化・複雑化により、消費者と事業者間の情報の格差からくる消費者トラブルが増加しています。また、消費者の経験・知識不足につけこむ様々な悪質商法が発生しています。</p> <p>[消費者の自立支援]</p> <p>2・消費者トラブルや悪質商法の被害を未然に防止するため、消費生活センターにおいて、出張講座の開催や街頭啓発を行っています。</p> <p>3・また、消費者団体等と連携して、消費者教育講座を開催しています。</p>	<p>1・消費者トラブルや悪質商法に巻き込まれないように、市民が消費者としての経験・知識、判断力を備えることが課題です。</p> <p>2・出張講座や消費者教育講座において、情報通信技術の発展や社会情勢の変化に対応した最新の消費生活問題に関する情報を提供することができるよう、常に最新の情報を収集することが課題です。</p>	<p>① 消費者が消費者トラブルを未然に回避できる、またトラブルに直面した場合には主体的に問題を解決することのできる知識を身につけられるように、常に最新の消費生活問題に対応した消費者教育・啓発活動を行います。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p>
<p>2・消費生活相談員の相談対応力が向上することにより、様々な消費者トラブルや悪質商法に対して、市民が適切な助言・支援を受けています。</p>	<p>[消費者保護]</p> <p>4・八尾市立くらし学習館に消費者相談窓口を設置し、市が委嘱している消費者相談員が相談に対応し、また消費生活センターにおいて、消費生活相談員が相談に対応しています。</p>	<p>3・情報通信技術の発展や社会情勢の変化に対応して、消費生活相談を的確に行えるように、消費生活相談員等の相談対応力を高めていくことが課題です。</p>	<p>② 最新の消費生活問題に対応して適切な消費生活相談が行えるように、消費生活相談員等のスキルを向上します。また、消費者団体等との情報共有等の連携を強化します。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p>
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.17 防災・防犯・緊急事態対応力の向上

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・災害に備えた訓練等の実施により、災害発生時に自助・共助・公助が適切に機能し、被害を軽減できるようになっています。</p>	<p>[防災] 1・過去の災害対応の教訓を踏まえ、地域防災計画を定期的に見直すとともに、八尾市業務継続計画（災害対策編）や八尾市災害受援・応援計画を策定し、訓練を通じて市職員の災害対応力を高めています。 2・地域における防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに、避難所運営マニュアルの作成や、地区防災計画の作成を進めています。</p>	<p>1・災害関連死を減らすとともに、災害後の生活や事業活動の早期再建の支援を適切に行えるよう、市職員の応急対策活動等の習熟度の向上が課題です。 2・被害を軽減（減災）するため、市民・事業者の災害対策（自助）の促進や、自主防災組織や防災訓練への若い世代の参加、災害時要配慮者対策の実効性の向上が課題です。</p>	<p>① 災害への備えが災害時に機能するようにマニュアル等の有効性を検証しながら継続的に改善し、自主防災組織をはじめとする地域における災害対応活動の習熟度を高めます。また、災害時要配慮者支援の実効性を高めるために、本人や家族、地域住民等の防災意識向上に向けた啓発や、発災時には地域・各種団体等の関係機関と連携して速やかに支援を行う体制を築きます。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち 目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち</p>
<p>2・大阪府警・地域・事業所・学校等と連携し、防犯活動や啓発活動に取り組むことにより「大阪重点犯罪」の被害が減っています。</p>	<p>[防犯] 3・府内で多発する自動車関連犯罪（自動車盗・車上ねらい・部品ねらい）、ひったくり・路上強盗、オートバイ盗・自転車盗を街頭犯罪7手口として対策を推進してきました。 4・警察・地域と連携した啓発活動の実施や、防犯カメラの適切な場所への設置などにより街頭犯罪は減少しましたが、大阪重点犯罪とされる子どもや女性を狙った性犯罪、特殊詐欺、自動車関連犯罪、ひったくり・路上強盗の対策を推進しています。</p>	<p>3・八尾市でも特殊詐欺の被害が多く発生しています。今後も高齢化に伴い被害の拡大が懸念され、市民の対策向上につながる効果的な啓発を行うことが課題です。</p>	<p>② 「大阪重点犯罪」による被害の発生を減らすために、大阪府警や地域と連携した効果の高い啓発活動や、地域・事業所・学校等と連携した防犯活動に取り組めます。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p>
<p>3・効果の高い啓発活動により、市民や職員における危機管理意識が向上しています。</p>	<p>[緊急事態への対応] 5・国民保護計画が対象とする武力攻撃事態および市内における事件などの緊急事態（ミサイル攻撃、テロ、感染症、環境汚染、行政対象暴力など）に対して備えることが必要であり、八尾市危機管理対応方針および八尾市危機管理対策要綱に基づき、緊急事態に対して対策・体制を定めるとともに、危機管理マニュアルを備えています。</p>	<p>4・緊急事態への対応力を高めるため、市民や職員の危機管理意識の向上が課題です。</p>	<p>③ 緊急事態の発生時に被害が最小限となるよう、危機管理体制を整備するとともに、市民や職員における危機管理意識を向上するため、効果の高い啓発活動を行います。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p>
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.18 消防力の強化

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・消防力の強化により、市民の生命、身体、財産の安全・安心が守られています。</p>	<p>[消防]</p>	<p>1・複雑多様化・大規模化する災害に対応するため、消防車両や各種資機材・高機能消防指令センター等の充実強化が求められています。</p> <p>2・各種災害対応能力を向上させるため、訓練の充実が課題です。</p>	<p>① 救急救助体制の充実をはじめ総合的な消防体制を強化します。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p>
	<p>[消防] 1・高齢化に伴って救急車の出動件数が増加。</p>	<p>3・救急需要が高まっているため救急体制の充実が必要です。</p>		
	<p>[消防]</p>		<p>② 住宅防火・放火防止対策及び防火対象物における防火安全対策を推進します。</p>	
	<p>[消防]</p>	<p>4・老朽化が進行している消防庁舎の機能更新が必要です。</p>	<p>③ 老朽化している消防庁舎については適正配置を視野に入れた機能更新を計画的に進めます。また高機能消防指令センターも適正な運用管理を行います。</p>	
	<p>[消防]</p>	<p>5・消防行政に関する運営の効率化及び基盤強化のために消防の広域化の検討が求められています。</p>	<p>④ 消防の広域応援体制を充実します。</p>	
	<p>[消防団・自主防災組織]</p>	<p>6・地域防災の中心となる消防団の装備の充実や女性を含めた防災リーダーの育成、若い世代や女性の訓練参加の促進等により、災害時に迅速・的確に活動できる組織として育成することが課題です。</p>	<p>⑤ 地域防災力を向上させるため、消防団の装備を充実及び応急手当の普及啓発に努めます。また、自主防災組織等に自立型訓練の実施を促進し組織の活性化を図ります。</p>	

<メモ>	<メモ>	<メモ>	<メモ>
------	------	------	------

施策 No.19 疾病予防と健康づくりの推進

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。</p>	<p>[疾病予防と健康づくり]</p> <p>1・地域のつながりを未来に向かってさらに広げ、みんなの健康をみんなで守る健康コミュニティを育んでいくことをめざし、平成30（2018）年に発布した八尾市健康まちづくり宣言の意義を踏まえ、健康づくりの取り組みを進めています。</p> <p>2・日本の平均寿命は世界最高水準ですが、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる健康寿命を延ばすことが重要になっています。</p> <p>3・高齢化や市民のライフスタイルの変化により、がんや糖尿病等の生活習慣病による死亡率が高い状況です。</p>	<p>1・すべての市民がいつまでも心身ともに健康に暮らせるように、環境づくりを行うことが課題です。</p>	<p>① 「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりをさらに進めるため、市民、地域、事業者、大学等の研究機関と協働のもと、市民が主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進めます。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p> <p>目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち</p>
	<p>[疾病予防と健康づくり]</p>	<p>2・健康づくりや疾病予防など、市民に質の高い保健サービスを提供していくため、専門職の人材育成が課題です。</p> <p>3・八尾市保健センターと保健所との一体的・効率的な事業展開を図るため、連携強化が必要です。</p>	<p>② 市民が質の高い保健サービスをより手軽に受けられるよう、専門職人材の育成を進め、サービス提供の充実を図ります。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p>
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.20 公衆衛生・健康危機管理の充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・市民の生命や健康の安全を脅かす事態への対応を充実することにより、市民一人ひとりが、安全かつ安心して健康な生活ができる環境が整っています。</p>	<p>[公衆衛生・健康危機管理]</p> <p>1・中核市として、公衆衛生の拠点である保健所を設置し、医師・保健師・薬剤師等の職員を配置して、食品衛生や感染症予防等、市民の健康の保持・増進に向けた幅広い業務を行っています。</p> <p>2・公衆衛生の拠点としての役割を果たす中で、市民の各種健康課題の克服に貢献し、みんなの健康をみんなで守るための環境づくりに寄与することが求められています。</p> <p>3・大規模災害の発生や新型インフルエンザ等の新興・再興感染症等の発生等に対する健康危機管理への取り組みを行っています。</p> <p>[公衆衛生・健康危機管理]</p> <p>4・自殺が深刻な問題であることから、自殺対策基本法が改正され、平成30年度(2018年度)に八尾市自殺対策推進計画を策定し、自殺対策に取り組んでいます。</p>	<p>1・生活衛生、精神保健や難病対策、各種健康危機事象に対応する体制の充実など、専門的な保健衛生活動に取り組みながら、公衆衛生における関係機関等とのハブとなる「見る・つなぐ・動かす」機能を発揮することが求められています。</p>	<p>① 公衆衛生の拠点である保健所として、関係機関等と連携しながら、専門的な視点が加わったより高い保健衛生サービスの提供につながる取り組みや、健康に関わる環境整備や健康危機事象への対応をはじめとする公衆衛生の推進を行うことにより、市民の健康に関する安全・安心を確保します。</p> <p>② 自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのないまち“やお”」の実現をめざし、みんなで生きを支えるための取り組みを包括的に推進します。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p>
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.21 地域医療体制の充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・市民が適切な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等が役割分担と連携を推進し、必要な医療提供体制が確保されています。</p>	<p>[地域医療体制]</p> <p>1・市民の医療ニーズに応えるため、大阪府及び中河内医療圏（八尾市・東大阪市・柏原市）の行政機関が医療提供体制を確保できるように努めている。また、医療機関がそれぞれの機能に応じた役割を果たすとともに、連携して地域医療を提供しています。</p> <p>[休日・夜間等の救急医療]</p> <p>2・休日急病診療所が休日診療（内科・小児科・歯科）を行っています。</p> <p>3・中河内医療圏の医療機関が協力して、輪番制により、24時間365日の小児初期救急を提供しています。</p> <p>[地域医療体制]</p> <p>4・市立病院は、急性期医療を提供するとともに、公立病院として、市民の生命と健康を守るために不採算分野である政策医療（救急医療、小児・周産期医療、がん医療等の高度医療、災害医療等）に取り組んでいます。</p>	<p>1・小児医療を担う医師が不足しており、広域的な小児初期救急体制の維持が課題です。</p> <p>2・引き続き、医師確保、医療体制、健全経営、公民協働による運営などを行うことによって、急性期医療・政策医療の提供を続けていくための環境を維持することが必要です。</p>	<p>① 市民が適切な医療を受けることができるよう大阪府、中河内医療圏内各市の行政機関・医療機関等がそれぞれの機能・役割を果たすことで医療提供体制を構築します。</p> <p>③ 休日や夜間などの救急医療体制として、休日急病診療所の運営や輪番制による小児救急体制を維持するなど救急医療体制の充実に取り組みます。</p> <p>④ 市立病院において、公民協働の効果を最大限に発揮して、健全経営を維持しながら、市民の生命と健康を守るため、急性期医療・政策医療（救急医療、小児・周産期医療、がん医療等の高度医療、災害医療等の不採算分野を含む）に取り組みます。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p> <p>目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち</p>
<p>2・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持ち、医療機能に応じた役割分担を理解し、適切な医療機関を受診する市民が増えています。</p>	<p>[地域医療体制]</p>	<p>3・限りある医療資源を有効活用するためには、医療機能に応じた適切な医療機関への受診を進めることが課題です。</p>	<p>② 限りある医療資源の有効活用のため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持ち、医療機能に応じた適切な医療機関を受診するよう市民に働きかけます。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p> <p>目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち</p>
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.23 つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・包括的な支援により、全ての地域住民が夢や生きがいを持って、孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。</p>	<p>[複合化・複雑化する課題への対応] 1・人口減少の進行や高齢化の進展等の社会の変化により、日常生活における課題が複雑化しており、現状の仕組みでは、対応が困難な場合があります。</p>	<p>1・生活困窮による貧困の連鎖、ひきこもり、8050 問題など、様々な問題が発生しており、支援を必要とする方々が抱える複合化・複雑化する地域生活課題に対し、包括的な対応が求められています。 2・支援が必要とされる人が、制度・サービスを知らないことで必要な支援につなげていないケースがみられることから、より適切に情報提供を行うことが必要です。</p>	<p>① 多様で複合的な地域生活課題の解決に向けて、きめ細かな情報提供や包括的な支援体制の充実に取り組みます。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち 目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち</p>
<p>2・一人ひとりが地域社会の一員として、個人の尊厳が尊重され、多様性を認め、相互に役割を持つことで、支え手と受け手という関係を越えて支え合っています。</p>	<p>[地域における多様な主体の支え合い] 2・地区福祉委員会をはじめとする地域の様々な団体やボランティアが地域福祉活動を行っていますが、より活動を活発化する必要があります。 3・地域福祉活動の担い手が不足する原因として、意欲のある人が活動の場につなげていない場合等があります。</p>	<p>3・新たな担い手の確保に向け、地域活動の魅力を発信するとともに、多様な主体が積極的に活動に参画する環境整備が必要です。</p>	<p>② 地域での支え合いを充実するため、地域福祉の新たな担い手を育成します。また、地域住民をはじめとする多様な地域の活動主体の参画と連携により、地域住民一人ひとりが地域で自立した生活を送り続けられるよう支援します。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち 目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち</p>
	<p>[地域における多様な主体の支え合い]</p>	<p>4・平常時からコミュニティの増進を図り、地域での見守りの仕組みづくりを進めることで、災害時の避難行動要支援にもつなげていくことが必要です。</p>	<p>③ 避難行動要支援者名簿などを活用し、平常時からコミュニティの増進を図り、地域における見守りの仕組みづくりを進めます。</p>	
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.24 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・身近な地域で高齢者の居場所や社会参加の機会が提供されることで、それらを活用しながら高齢者が生きがいをもって自立した生活を送っています。</p>	<p>[高齢者の自主活動や社会参加] 1・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により社会的に孤立する高齢者がみられます。</p>	<p>1・社会と関わりながら、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、高齢者が自主活動や社会参加できる環境づくりが課題です。</p>	<p>① 高齢者の生活の自立と生きがいづくりを支援するため、住民運営の通いの場の充実や自主活動の支援など様々な主体が参画する地域での支え合い体制づくりを推進します。また、高齢者自身が地域社会を支える担い手として活動できる環境を整備します。</p>	<p>目標3 活気にあふれ、誰もが誇りをもち活躍できるまち 目標5 つながりをもち自分らしさが実現できるまち</p>
	<p>[高齢者をとりまく課題への対応] 2・認知症や高齢者虐待など高齢者をとりまく多様な課題が増加しています。</p>	<p>2・認知症や高齢者の権利擁護に対する理解への啓発が必要です。 3・高齢者が尊厳をもち、自立した暮らしを送れるよう、支援を適切に行うことが求められています。</p>	<p>② 高齢者が尊厳を保ち、自立した暮らしを送れるように、制度や分野ごとの関係を越えた相談・支援体制の充実や、認知症や権利擁護に対する理解への啓発に取り組みます。</p>	
<p>2・高齢者が必要なサービスを適切に利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。</p>	<p>[介護予防・介護サービス] 3・要支援・要介護認定者の増加により介護保険給付費の増加が見込まれます。</p>	<p>4・高齢者の自立を支援し、重度化を防止するため、介護予防（健康づくり）に取り組む高齢者を増やすことが必要です。 5・利用者の心身や生活の状況に応じた、より質の高い介護サービスの提供される環境整備が必要です。 6・負担と給付のバランスを確保しつつ、介護保険制度が持続的に安定して運用されることが必要です。</p>	<p>③ 高齢者人口が増加しても利用者に適切なサービスが提供され、介護保険制度を持続的に運営できるように、サービスの質の確保などの環境整備に取り組めます。</p>	<p>目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち</p>
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	

施策 No.25 障がいのある人への支援の充実

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
1・多様化するニーズに対応したサービスや相談体制を活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしています。	[障がい福祉サービス] 1・障がい福祉サービスや障がい児支援を利用している人が増加しています。	1・サービスを必要とする人が必要な時に適切なサービスを利用できるように、障がいのある人を支える人材の確保や多様なニーズに対応したサービスの提供等、環境整備を進めることが課題です。	① 障がいのある人が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、地域での生活を支えるサービスの提供や相談体制等を充実します。	目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち
2・保健、医療等との連携により地域全体で障がいのある人を支えるしくみをつくることで、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族が安心して暮らしています。	[複合的な課題への対応] 2・多様で複合的な地域生活課題に対して、障がい者、高齢者、子ども等といった分野ごとの対応では解決することが困難なケースが見られます。	2・障がいのある人には医療的なケアも必要な人がいます。今後も保健、医療等との連携による支援体制の強化が課題です。 3・障がいのある人に対する親亡き後の支援体制の整備が課題です。	② 分野ごとの対応では解決することが困難な多様で複合的な課題に対応できるよう、地域や保健、医療等との連携により地域全体で障がい者等を支える体制をつくりま	目標2 もしもの時への備えがあるまち
3・障がいや障がいのある人に対する理解が促進されることで、障がいの有無に関わらず、すべての人が社会参加と自己実現を図りながら暮らしています。	[障がい・障がいのある人に対する理解] 3・障害者差別解消法が認知され、障がい者理解が社会全体に浸透していく必要があります。	4・障がい及び障がいのある人に対する理解の促進と権利擁護の推進が課題です。	③ 障がいのある人の人権が尊重され、社会参加と自己実現を図りながら地域でともに暮らす社会づくりに向けて、障がいのある人への理解促進を推進します。	目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち 目標3 活気にあふれ、誰もが誇りを持ち活躍できるまち 目標5 つながりを持ち自分らしさが実現できるまち
<メモ>	<メモ>	<メモ>	<メモ>	

施策 No.26 生活困窮者への支援

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針	まちづくりの目標
<p>1・生活に困窮したときに、必要な支援を適切に受け、安心して安定した生活を送ることができています。</p>	<p>[生活困窮者支援]</p> <p>1・失業や病気等による離職、離婚・死別等、様々な理由から経済的に困窮する場合があります。また、様々な理由から、就労が困難な人も見られます。</p>	<p>1・それぞれの人に寄り添った伴走型の自立支援を行っていくことが求められています。</p> <p>2・家庭環境に左右されずに、子どもたちがいきいきと育ち、未来への展望が実感できるよう、相談や支援の仕組みが必要です。</p>	<p>① 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業を適切に実施するため、関係機関との連携による早期の相談支援を行うとともに、就労支援や学習支援等の支援策につなげます。</p>	<p>目標2 もしもの時への備えがあるまち</p>
	<p>[生活困窮者支援]</p>	<p>3・生活困窮者には、経済的困窮の要因となるさまざまな課題を持つ人が多いことから、関係機関と連携した支援策を着実に効果的に提供していくことが求められています。</p>	<p>② 生活困窮者が抱える経済的困窮の背景にある様々な課題解決に向け、関係機関との連携を行います。</p>	
	<p>[生活保護]</p> <p>2・生活保護制度の利用に関する相談件数は減少傾向であり、生活保護の開始件数はほぼ横ばいで推移しています。</p>	<p>4・単身の高齢者世帯の被保護者が増えており、介護をはじめとする様々な高齢者施策の活用や適切で効果的な健康管理支援が課題となっています。</p> <p>5・生活に困窮した時に、必要な支援を適切に受け、安定した生活を送ることができるように相談体制の整備・充実や生活保護制度の適正な運用が課題です。</p>	<p>③ 生活保護制度の相談体制の整備・充実に取り組むとともに、制度を適正に運用します。</p>	
<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	<p><メモ></p>	